

岩手県告示第798号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡地方法務局長から次のとおり通知があった。

平成24年11月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 大船渡市盛町字東町、みどり町、猪川町字中井沢の一部、赤崎町字諏訪前の一部及び字石橋前の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成24年10月30日から平成25年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（登記所備付地図修正業務及び基準点設置作業）